

地域密着型特別養護老人ホーム栗生ハウス 長期入居利用料金表

令和3年4月1日現在

1ヶ月の利用料金（30日での計算です）①(介護サービス費)+②(食費+居住費)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	第1段階	60,253円	62,615円	65,114円	67,544円	69,872円
	第2段階	62,953円	65,315円	67,814円	70,244円	72,572円
	第3段階	85,453円	87,815円	90,314円	92,744円	95,072円
	第4段階	144,493円	146,855円	149,354円	151,784円	154,112円
2割負担		171,145円	175,870円	180,867円	185,728円	190,384円
3割負担		197,798円	204,884円	212,380円	219,672円	226,655円

○ ①、②の詳細については下記説明を御覧ください。

○ 利用料金(①+②)以外に、別表1の費用がかかります。

※ 金額には若干の変動があります。

※ 1割負担の利用者負担段階の区分及び対象者については(参考②)をご参照ください。

料金の内訳(説明)

① 介護サービス費(30日計算)

サービス費	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	26,630円	28,990円	31,486円	33,915円	36,240円
2割負担	53,260円	57,979円	62,972円	67,829円	72,480円
3割負担	79,890円	86,969円	94,458円	101,743円	108,719円

○上記金額には㉞㉟が含まれます。

㉞令和3年4月1日～9月30日まで「新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価」として要介護度の1月あたりの基本報酬(加算の含まれない単位数)に0.1%が上乘せされます。

㉟看護体制加算(Ⅰ)・日常生活継続支援加算(Ⅱ)・個別機能訓練加算(Ⅰ)・夜勤職員配置加算(Ⅱ)・科学的介護推進体制加算(Ⅱ)・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

○その他、サービス利用に応じてかかる加算があります。(個別加算)

○自己負担額が基準額を越えた場合は、越えた金額が高額介護サービス費(参考①)として還付されます。

(参考①)高額介護サービス費の所得区分と負担の月額上限

対象となる方	負担の上限(月額)
(1)現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400円(世帯)
(2)世帯のどなたかが市町村民税を課税されている方	44,400円(世帯)
(3)世帯の全員が市町村民税を課税されていない方	24,600円(世帯)
・前年の合計所得金額と公的年金等収入額合計が年間80万円以下の方 ・高齢福祉年金を受給している方	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
(4)生活保護を受給している方等	15,000円(個人)

② 食費・居住費（利用者負担段階別）

利用者負担段階	食費		居住費		合計(30日)
	1日あたり	30日計算	1日あたり	30日計算	
第1段階	300円	9,000円	820円	24,600円	33,600円
第2段階	390円	11,700円	820円	24,600円	36,300円
第3段階	650円	19,500円	1,310円	39,300円	58,800円
第4段階	1,392円 ※	41,760円	2,536円	76,080円	117,840円

特定入所者介護サービス費（参考②）の申請をすることで負担限度額が適用されます。

※令和3年8月より、第4段階の食費が1日1,445円(30日 43,350円)に変更になります。

(参考②)特定入所者介護サービス費による利用者負担段階の区分及び対象者

第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯の全員(世帯を分離している配偶者も含む)が市町村民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護を受給している方
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯の全員(世帯を分離している配偶者も含む)が市町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯の全員(世帯を分離している配偶者も含む)が市町村民税を課税されていない方で上記第2段階以外の方
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の方

※預貯金額が単身で1,000万円以上、配偶者がいる場合は2,000万円以上ある方は対象外です。

(参考③)社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

低所得で特に生計が困難な方について、申請により、利用者負担額、居住費(滞在費)・食費が軽減される場合があります。

軽減の対象となる方	軽減割合
1. 世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方	2分の1
2. 世帯全員が市町村民税非課税で、次の①～⑤の全てに該当する方 ①世帯全員の年間(8月～翌7月)必要経費を除いた収入見込み額の合計が、1人世帯で150万円以下、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること ②預貯金や有価証券等の額が1人世帯で350万円以下、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること ③市町村民税が課税されている方に扶養されていないこと ④本人及び世帯員が一定以上の資産を所有していないこと ※以下の場合対象外 (1)本人及び世帯員が、収入を得ていない土地や家屋を居住用以外の目的で所有している場合 (2)収入を得るための土地や家屋を所有している場合であっても、その固定資産税評価額が、本人及び世帯員の合計で2,000万円を超える場合 (3)本人及び世帯員がそのほか高額な資産を所有する場合 ⑤介護保険料を滞納していないこと	4分の1
3. 生活保護を受給されている方	居住費の全部

別表 1

※居住費及び食費の他に以下のサービスをご利用された場合、全額がご契約者の負担となります。

①複写物の交付	用紙代等	10円/枚
②日常生活上必要となる諸費用	<p>日常生活品や嗜好品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるもの</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費 診療費・調剤薬局代・インフルエンザ等予防接種代 等 ・食料品 菓子、栄養補助食品、飲み物類 等 ・売店での購入費用 ・理美容代 ・被服費 普段着、パジャマ、肌着 等 ・日常生活用品 ボックスティッシュ、歯ブラシ、歯磨き粉 等 ・その他 外出時の食事代・入場料・おこづかい 等 <p>各申請代行時における駐車料金。入院時における病状確認時等の駐車料金。</p>	実費
③金銭等管理サービス	ご契約者の所有する現金及び預金通帳、有価証券、保険等の証書並びに印鑑の保管及び出入金等の管理	2,050円/月
④電気料金	居室に持ち込む電化製品の電気使用料	1台410円/月
⑤入院時の居住費	ご契約者が入院後7日目より(6日間は入院外泊時費用が認められている為)居住費を別途負担していただきます。	<p>1段階500円/日</p> <p>2段階700円/日</p> <p>3段階1,000円/日</p> <p>4段階1,700円/日</p>